

◆上山市指定介護予防・日常生活支援総合指定通所介護事業所◆

【利用料 基本部分】

利用者の 要支援区分 及び利用頻度	通所型サービスA事業費(1月につき)			
	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1又は 事業対象者で 週1回程度	13,370 円	1,337 円	2,674 円	4,011 円
要支援2又は 事業対象者で 週2回程度	27,420 円	2,742 円	5,484 円	8,266 円
要支援2で 週1回程度	3,410 円 × 利用回数	341 円 × 利用回数	682 円 × 利用回数	1,023 円 × 利用回数

※介護職員処遇改善加算については、指定地域密着型通所介護事業所と同様です。

【その他の費用(介護度による区分なし)】

対象物品等	金額	適用および備考
食費	600 円	昼食費、おやつ代等
おむつ代	実費	普段自宅で使用しているものを使っていただいて差し支えありません。事業所のおむつを使用した場合は、その実費を負担いただきます。
その他		上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(レクリエーション活動費用や利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、その実費をいただきます。